

フレックス工期による契約方式の試行に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事開始日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択でき、これが書面により手続上明確になっている契約方式をいう。以下同じ。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 フレックス工期による契約方式を試行する建設工事（以下、「試行対象工事」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす工事とする。

- (1) 受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能とすることが有益と認められること
- (2) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保できていること

(工事開始期限日及び工事開始日)

第3条 受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる。

- 2 受注者は契約前に工事開始日を定め、工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は工事開始期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- 4 工事開始期限日は、原則として、当該入札の開札予定日から180日以内の日としなければならない。

(工期等の設定)

第4条 工事開始期限日から工期末日（工期の終期日をいう。）までの期間は、標準工期を確保することを原則とする。

(前金払の取扱い)

第5条 試行対象工事の前払金については、工事開始日の14日前までは請求できない。

(工事開始日前の取扱い)

第6条 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

2 「建設工事と技術者の配置について」第3中「工事契約時点」とあるのは「工事開始日時点」と、「契約期間中」とあるのは「工事開始日から工期の終期日までの期間」と、「工事契約時に」とあるのは「工事開始日に」として、これらの規定を適用する。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。